

青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 1-9-39 レス竹和式番館3階
 TEL 045-577-0615
 FAX 045-577-0618
 URL: <https://kanagawa-aoi.ro.com/>



第12回定時総会 開催

去る6月11日(火)午後3時より新横浜グレイホテルにて第12回定時総会を開催し、全ての議案が原案通り可決承認されました。総会終了後は懇親会を開催し、神奈川税務署 松下署長様をはじめ多数のご来賓の方々のご臨席のもと意見交換交流を図りました。尚、今期も定時総会を開催するにあたり大勢の会員の皆様のご協力をいただき誠にありがとうございました。

- 第1号議案 令和5年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和5年度決算報告承認の件
- 第3号議案 会費額の改定及び会費規定変更の承認に関する件
- 報告事項1 令和6年度 事業計画報告の件
- 報告事項2 令和6年度 収支予算報告の件

令和6年度 収支予算書

自: 令和 6年 4月 1日
 至: 令和 7年 3月 31日 (単位: 円)

科目	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	85	85	0
基本財産運用益	85	85	0
②受取入金	50,000	50,000	0
受取入金	50,000	50,000	0
③受取会費	51,282,000	52,794,000	△1,512,000
受取会費	51,282,000	52,794,000	△1,512,000
④事業収益	8,210,000	6,630,000	1,580,000
共済手数料収益	1,500,000	1,400,000	100,000
小規模企業共済手数料収益	850,000	1,000,000	△150,000
労働保険手数料収益	1,400,000	1,400,000	0
労働保険報奨金収益	450,000	400,000	50,000
青色帳簿等売上収益	1,210,000	30,000	1,180,000
会計ソフト販売手数料収益	1,000,000	1,000,000	0
受託事業収益	1,800,000	1,400,000	400,000
⑤雑収益	2,096,000	2,304,000	△208,000
雑収益	2,096,000	2,304,000	△208,000
経常収益計	61,638,085	61,778,085	△140,000
(2) 経常費用			
①事業費	60,292,761	59,452,985	839,776
②管理費	17,810,645	17,999,188	△188,543
経常費用計	78,103,406	77,452,173	651,233
評価損益等調整前当期経常増減額	△16,465,321	△15,674,088	△791,233
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△16,465,321	△15,674,088	△791,233
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
租税公課 (法人税等)	75,000	130,000	△55,000
当期一般正味財産増減額	△16,540,321	△15,804,088	△736,233
一般正味財産期首残高	30,288,158	33,902,517	△3,614,359
一般正味財産期末残高	13,747,837	18,098,429	△4,350,592
(うち基本財産充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	13,747,837	18,098,429	△4,350,592

令和6年度事業計画

I 基本活動
 本会は健全な納税者団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図り、租税に関する研究調査を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立、事業経営と地域社会の健全な発展に寄与するとともに、会勢拡大に努め組織の基盤を確立することを基本に事業活動を展開してまいります。今経済活動の正常化に向けた動きが加速化している中、原材料、エネルギー価格の高騰と円安の進行、更には人手不足の問題などにより、企業経営は依然として厳しい状況にありますが、本年も引き続き本会の目的を達成するための諸事業を推進し、会員企業が関係する納税環境の変化に税務当局と連携し情報発信に努め、信頼される会活動に向けて取り組んでまいります。

II 事業計画
1 税制指導に関する事業
 (1) 複式簿記普及のための青色学校の開催と個別記帳指導を通じ、「青色申告特別控除65万円」適用の推進と記帳水準の向上を図る。
 (2) 記帳確認をはじめとした自己研さん運動を積極的に展開する。
 (3) 新規青色申告者をはじめ新入会者の記帳指導に努める。
 (4) 会計ソフト「ブルーリターンA」の利用普及を図り、経営・記帳の合理化を推進する。
 (5) 会計システムを活用し指導相談体制の充実を図るとともに積極的にe-Tax利用を推進する。
 (6) 社会保障・マイナンバー制度の定着に向け周知を図る。
 (7) 会員の減価償却資産適正管理と利便性向上に資するために会計システムを活用し減価償却計算書の配布サービスを実施する。
 (8) 消費税インボイス制度と所得税定額減税の周知を図る。
 (9) 専門家による税務相談会を実施する。
 (10) 職員の指導力向上のための研修の充実を図る。

(11) 一般社団法人全国青色申告会総連合に協力し、税制改正運動を推進する。

2 組織の拡充に関する事業
 (1) 消費税インボイス制度施行に伴い制度に対応した記帳保存が求められる中、指導活動を通じて、より一層の青色申告制度普及と入会勧奨を推進し、会員増強を図る。
 (2) 税務署の青色コーナーに協力し、青色申告制度普及に努める。
 (3) 青年部・女性部の充実・強化により後継者の指導育成を図る。
 (4) 関係各官庁・友誼団体と相互連携・協調・交流を図る。

3 広報等に関する事業
 (1) 会員に必要な税情報を提供し、健全な税務知識の普及を図る。
 (2) 機関紙「青色かながわ」を発行する。
 (3) 税を考える週間・地域行事において、積極的に青色申告制度と本会のPRに努める。
 (4) ホームページを活用し情報発信に努める。

4 福祉厚生に関する事業
 (1) 研修旅行をはじめ各福利厚生活動を通じ、会員相互の親睦と交流を深める。
 (2) 会員の生活安定の為、小規模企業共済、各種共済・保険の普及を図る。
 (3) 生活習慣病健診の継続的な実施や保険の普及等、健康厚生事業を推進する。
 (4) 専門家による法律相談会を実施する。
 (5) 各種会員優待サービスの周知を図る。

5 会運営
 (1) 理事会、委員会等各種会議を開催し、円滑な会運営に努める。
 (2) 事務局の充実発展のために諸施策を推進する。
 (3) 会財政の健全化に努める。

令和6年分の所得税に係る予定納税額第1期分の納期並びに第1期分及び第2期分の予定納税額の減額申請の期限が変更されています。

(参考) 第2期分の納期等については変更されていません。

予定納税とは

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した本年分の税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額の納付について

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された「第1期分」の金額が納税する額です。

なお、第1期分の金額は、定額減税額に相当する金額(予定納税特別控除額(本人分3万円))を差し引いた金額となります。

○ 第1期分の納期は、令和6年7月1日(月)～9月30日(月)です。

○ 振替納税を既に利用されている方の振替日は令和6年9月30日(月)です。

予定納税額の減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由で、令和6年6月30日の現況による令和6年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合のほか、予定納税額から同一生計配偶者や扶養親族(いずれも居住者に限りません。)一人につき3万円の定額減税額を差し引く場合などは、予定納税額の減額申請をすることが出来ます。

○ 第1期分及び第2期分の減額申請の期限は、

令和6年7月31日(水)です。

7月～8月港北出張所について

7月～8月の下記日程を予約制とさせていただきます。
ご来所の際は前日までにお電話にてご予約ください。
ご予約のない日は閉所とさせていただきますのでよろしくお願いたします。

- 予約開設日
 - 7月 22日(月)・29日(月)
 - 8月 5日(月)・19日(月)・26日(月)
- 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
- 予約電話番号 045(577)0615

税理士・弁護士による

無料 税 務 ・ 法 律 相 談 会

(予 約 制)

- 日 程
 - 税務相談 8月6日(火)
 - 法律相談 8月6日(火)

尚、7月2日(火)の無料税務相談会は定員となりました。

- 会 場 事 務 局
- 相談受付時間 13時～15時
- 予約電話番号 045(577)0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。

会のお知らせ

- 4月 4日 消費税申告指導会
- 4月 1日～6月28日 新規入会者記帳指導会
- 5月 2日 無料税務・法律相談会
- 5月 18日 県連事務局局長会議
- 5月 19日 神彰会役員会
- 5月 19日 八者会定例会議
- 5月 19日 監査会
- 5月 24日 会長・副会長会議
- 5月 24日 理事會
- 5月 24日 無料税務相談会
- 5月 24日 県連正副会長会議・理事會
- 5月 24日 署共催インボイス制度説明會
- 5月 24日 確定申告反省會

新しく入会された皆様へ

当会の会費のお支払いは口座振替でお願いしております。まだ口座振替の手続がお済でない方は、口座振替依頼書を事務局までご提出又はご郵送下さいませよう
お願いいたします。



事務局よりお知らせ

7月26日(金) 県下職員研修のため12時までの業務とさせていただきます。
ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いたします。



源泉徴収での定額減税のポイント

1. 事業主が源泉徴収で定額減税をおこないます

従業員や青色事業専従者などから給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下、扶養控除等申告書）の提出を受けた事業主は、給与等（賞与を含みます）の支給時に源泉徴収税額から定額減税額の控除をおこないます。

所得税	個人住民税
令和6年6月1日以後、最初に支払う給与等の源泉徴収税額から控除します。控除しきれない場合は同年中に支払う給与等の源泉徴収税額から順次控除し、最終的に年末調整で調整 ^{※2} します。	個人住民税は給与から特別徴収されますが、令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の年税額を令和6年7月から令和7年5月までの11か月分でならした税額 ^{※3} が特別徴収されます。

※2 給与所得以外の所得があり、確定申告をする必要がある従業員等は、最終的に確定申告で調整します。

※3 事業主が個人住民税を課税する市区町村から受け取る令和6年度分個人住民税の特別徴収税額通知は定額減税を反映しており、その通知された金額で特別徴収すれば個人住民税の定額減税がおこなえます。

2. 所得税の定額減税をおこなう上でのポイント

給与等を支給する際に所得税の定額減税額を控除する場合は、次の点に注意します。

(1) 同一生計配偶者と扶養親族の確認と定額減税可能額の計算

扶養控除等申告書をもとに、居住者である同一生計配偶者（所得の見積額が48万円以下）と扶養親族の数^{※4}を確認し、定額減税可能額（対象者の数×3万円）を計算して記録します。

※4 扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族がいる場合、それらを記載した源泉徴収に係る定額減税のための申告書が提出されることがあります。令和6年6月1日以後、最初の給与等が支払われた後に扶養親族などに異動があって定額減税額が変わるときは、年末調整で調整します。

(2) 控除額の記録と管理

(1)で計算した従業員等ごとの定額減税可能額を、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等で各人の源泉徴収税額から控除します。控除しきれない場合はその月の控除額を記録し、次の給与等の支給時に順次控除します。国税庁が様式を公表する各人別控除事績簿や令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿に内容がわかるように控除額を記録してください。

(3) 給与支払明細書への定額減税額の記載

給与等の支給時に定額減税額を控除した場合は、従業員等に交付する給与支払明細書に定額減税額を記載します。

給与支払明細書 (○年○月分)	
支給金額	×××円
源泉徴収税額	×××円
定額減税額 (所得税)	×××円

(4) 納付書への定額減税額控除後の金額の記載

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）には定額減税額を控除した後の金額を記載します^{※5}。「俸給・給料等」「賞与」の税額欄には、各人ごとの「控除前税額から定額減税額を控除した後の金額」を集計して、その金額を記入します。

※5 納付書の摘要欄への定額減税に関する事項の記載は不要です。

(5) 源泉徴収票への定額減税額の記載

年末調整後に作成する給与所得の源泉徴収票の摘要欄に、実際の所得税の定額減税控除済額を「源泉徴収時所得税減税控除済額××円」、控除しきれなかった金額を「控除外額××円」（金額がない場合は0円）と記載します^{※6}。

※6 合計所得金額が1,000万円超の従業員について、その同一生計配偶者を年末調整時に定額減税額の計算に含めた場合は、さらに「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

会費改定のお知らせ

この度の第12回定時総会におきまして会費額の改定及び会費規定変更の承認に関する件について原案通り可決承認されました。会員の皆様も厳しい経営環境であると存じますが、会発展のため何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■実施時期

- 令和7年4月分以降の会費より

■会費額

- 正会員 新月額会費 20000円 (現行15000円)

入会金 据え置き
(現行10000円)

・准会員

新年額会費 60000円
(現行36000円)

■会費の納期限

- 正会員の会費納入区分を半年分前納に変更(現行3ヶ月分前納)
- 半年払い納入日(口座振替)
4月26日「4月分から9月分」
- 10月26日「10月分から翌年3月分」
- 年払い納入日
4月26日「4月分から翌年3月分」

青色事業専従者や一般従業員（パート、アルバイトを含む）に給与を支払っている事業主の方へ

源泉指導会のご案内

源泉所得税額の計算、納付書の書き方等についての指導会です。

- 期間：6月～7月10日(水)まで
- 場所：事務局・港北出張所
- ご来所時にお持ちいただくもの

- ①令和6年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿
- ②源泉所得税の納付書
- ③令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ④令和5年分の年末調整時の資料 …令和5年全期分の納付書(控)等



※源泉徴収簿・納付書等をお持ちでない方は、事務局に用意がございますのでお申し出ください。

源泉所得税額が0円の場合でも納付書の提出(報告)が必要になります。

納期限 令和6年1月～6月分(前期分) 7月10日(水) です。
納期の特例の承認を受けている場合



① 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿

区分	支払月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	源泉徴収額	年末調整による不足額	徴収税額	差引	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
1	31	100,000		0	720	720		
2	29	100,000		0	720	720		
3	31	100,000		0	720	720		
4	30	100,000		0	720	720		
5	31	100,000		0	720	720		
6	30	100,000		0	720	720	0	
7					△720			

② 源泉所得税の納付書

領収済通知書

〒32399 06 神奈川県 00031978 110 12345678

納期等の区分 0601 0606

納税額 3600

延滞税 0

合計額 ￥3600

納税者 青色 太郎

住所 横浜市神奈川区西神奈川〇-△

令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶

氏名 青色 花子

住所 横浜市神奈川区西神奈川〇-△

生年月日 昭和38年10月15日

職業 専業主婦

扶養親族の氏名 青色 太郎

生年月日 昭和38年10月15日

職業 会社員

扶養親族の所得 3600

扶養親族の所得控除額 3600

扶養親族の所得控除後の所得 0

③ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書